

要配慮者利用施設の範囲

相模原市地域防災計画で定める要配慮者利用施設の範囲は、次にかかげる施設のうち、浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内にある施設です。

<p>高齢者施設等</p>	<p>介護老人福祉施設（地域密着型を含む）、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、認知症対応型共同生活介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所、短期入所生活介護事業所、通所介護事業所（地域密着型を含む）、療養通所介護事業所、通所リハビリテーション事業所（みなし事業所を含む）、認知症対応型通所介護事業所</p>
<p>児童福祉施設等</p>	<p>児童発達支援センター、児童発達支援事業所、医療型児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所、保育所等訪問支援事業所、障害児入所施設、児童館、こどもセンター、児童クラブ、保育所、幼保連携型認定こども園、地域型保育事業、認可外保育施設、児童養護施設、乳児院、母子生活支援施設、小規模住宅型児童養育事業所（ファミリーホーム）、児童自立生活援助事業所（自立援助ホーム）</p>
<p>障害者施設等</p>	<p>療養介護事業所、生活介護事業所、短期入所事業所、重度障害者等包括支援事業所、自立訓練事業所、宿泊型自立訓練事業所、就労移行支援事業所、就労継続支援事業所、共同生活援助事業所、障害者支援施設、地域活動支援センター</p>
<p>病院等</p>	<p>病院、診療所（患者を入院させるための施設又は人工透析設備を有するものに限る）、助産所（助産又は保健指導を行うための入所施設を有するもの）</p>
<p>教育施設等</p>	<p>幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校、高等課程を置く専修学校、野外体験教室</p>